

○久喜宮代衛生組合有料広告掲載取扱要綱

平成24年6月11日

告示第36号

改正 平成26年6月25日告示第7号

平成27年2月6日告示第4号

平成28年4月20日告示第10号

平成29年8月31日告示第18号

平成30年8月2日告示第13号

令和3年2月24日告示第4号

令和4年11月21日告示第11号

(目的)

第1条 この要綱は、久喜宮代衛生組合(以下「衛生組合」という。)で発行する衛生組合だより及び衛生組合公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)を活用し、久喜市及び宮代町(以下「市町」という。)の企業等に係る情報(以下「広告」という。)を有料で掲載することにより、衛生組合の自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化及び住民生活の利便に資することを目的とする。

(掲載の要件)

第2条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
 - (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) 求人広告又はこれに類するもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと久喜宮代衛生組合管理者(以下「管理者」という。)が認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、管理者が別に定める。

(平26告示7・一部改正)

(広告の募集)

第3条 広告の募集は、衛生組合で発行する衛生組合だより及びホームページで行うものとする。

(平 27 告示 4・一部改正)

(広告の申込受付期間等)

第4条 各媒体の広告の申込受付期間等は、別表第1のとおりとする。ただし、掲載申込数が各媒体の広告掲載募集枠に達しない場合は、募集枠に達するまで随時受け付ける。

(掲載の優先順位)

第5条 広告の掲載順位は、受付順とする。

2 前項の規定にかかわらず、市町内に事業所を有するものの広告については、市町外に事業所を有するものの広告に優先するものとする。

(掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、申込受付期間内に、久喜宮代衛生組合有料広告申込書(様式第1号)に次の書類を添付し、管理者に申し込まなければならない。

(1) 掲載しようとする広告の原稿

(2) 事業所のある市町村における市町村民税(法人の場合は法人市町村民税)に関する納税証明書

(3) その他管理者が必要と認める書類

2 申込者が申込みできる広告は、広告媒体ごとに原則1箇所とする。ただし、申込者が募集枠に満たないときは、この限りでない。

(平 26 告示 7・一部改正)

(掲載の決定)

第7条 管理者は、広告の掲載の申込みを受けたときは、申込受付期間終了後速やかに内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、久喜宮代衛生組合有料広告(掲載・不掲載)決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

2 前項に規定する決定通知を受け広告を行う者(以下「広告主」という。)は、管理者が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿を提出しなければならない。

3 管理者は、第1項の掲載の可否の決定において、必要に応じ、次条に規定する広告選定審査会に協議等を行わせるものとする。

(平 26 告示 7・一部改正)

(広告選定審査会の設置)

第8条 広告の掲載に関し、次に掲げる事項の協議等を行うため、広告選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 前条第1項に規定する広告掲載の審査に関すること。

(2) その他広告の掲載に関すること。

(審査会の組織)

第9条 審査会は、以下の者をもって組織する。

会長	事務局長
副会長	業務課長
委員	総務課長
委員	施設課長

2 審査会の庶務は、業務課において処理する。

(平 27 告示 4・全改)

(審査会の会議等)

第10条 会長は、審査会を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 審査会の会議は、会長が招集する。

4 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

5 審査会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 審査会の会議を招集する暇がないと会長が認める場合は、回議により審査を行うことができる。

7 審査会は、必要がある場合は、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(広告掲載料と位置)

第11条 広告の規格、掲載料及び期間については、別表第2のとおりとする。

2 広告主は、管理者の指定する期日までに広告掲載料を一括納付するものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 広告の掲載位置は、衛生組合の指定する位置とする。

(広告主の責任等)

第12条 広告に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告の原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(掲載の取消し)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を中止し、又は広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告掲載枠を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 第7条第2項に規定する指定期日までに広告の版下原稿を提出しなかったとき。
- (3) 第11条第2項に規定する掲載料を納付しなかったとき。
- (4) 広告掲載に係る手続き等において広告主の虚偽が判明したとき。
- (5) 掲載する広告の発行が、行政運営上支障があると管理者が認めたとき。

(掲載料の還付)

第14条 既存の広告掲載料は還付しない。ただし、次の各号にいずれかに該当するときは、その掲載料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 前条第1号の規定により広告掲載の決定を取り消したとき。
- (2) 広告主の責めに帰することのできない理由により、広告を掲載できないとき。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により、文書をもって広告掲載の取り下げを申し出ることができる。ただし、既納の掲載料は還付しない。

(免責)

第16条 第13条の規定による掲載の取消し、又は、事故、天災事変等の不可抗力その他衛生組合の責めによらない原因により掲載者が受けた損害について、衛生組合はその賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年6月25日告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年2月6日告示第4号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月20日告示第10号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 8 月 31 日告示第 18 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 8 月 2 日告示第 13 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 2 月 24 日告示第 4 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 11 月 21 日告示第 11 号)

この告示は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 4 条関係)

(平 30 告示 13・全改、令 3 告示 4・一部改正、令 4 告示 11・一部改正)

申込受付期間	広告媒体	広告掲載時期等
12月1日から12月28日	衛生組合だより	4月から翌年3月までの間の発行号
	衛生組合公式ホームページ	4月から翌年3月までの12月間

別表第 2 (第11条関係)

(平 29 告示 18・全改、令 3 告示 4・一部改正、令 4 告示 11・一部改正)

広告媒体	規格	掲載期間等	掲載料	
衛生組合 だより	1 枠 (縦40mm×横76mm)	別表第1に定める 広報掲載時期内に 発行される衛生組 合だより (全4回) 中1回から最大4 回まで	1回につき	1 枠
	2 枠 (縦40mm×横157mm) 一色 (黒) 刷り 広告枠は実線で表記			10,000円 2 枠 20,000円

衛生組合 公式ホームページ	縦48ピクセル×横120ピクセルGIF形式 4キロバイト以内	別表第1で定める 広報掲載時期中1 月単位で最高12 月まで	月額	5,000円
------------------	-----------------------------------	---	----	--------

様式第1号(第6条関係)

(表面)

久喜宮代衛生組合有料広告申込書

年 月 日

久喜宮代衛生組合
管理者

あて

住 所 (所在地)

申込者 氏名 (法人の場合は、名称及び代表者名)

電 話
担当者氏名

久喜宮代衛生組合有料広告掲載に関する要綱第6条第1項の規定により、広告の原稿を添えて下記のとおり申込みます。

なお、申込みにあたっては、裏面の記載条件を遵守します。

記

広告媒体	<input type="checkbox"/> 衛生組合だより <input type="checkbox"/> 衛生組合公式ホームページ
発行回数 掲載期間	<input type="checkbox"/> 衛生組合だより 回(掲載希望号 月1日発行号) <input type="checkbox"/> 衛生組合公式ホームページ 年 月から 年 月まで

(裏面)

掲載条件

- 1 衛生組合だより及び衛生組合公式ホームページに掲載できる有料広告は、次のいずれにも該当しないものとします。
 - (1) 公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種
 - (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) 求人広告又はこれに類するもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載することが適当でないと管理者が認めるもの
- 2 広告の規格等については、衛生組合の定めた基準(別表第2)によるものとします。
- 3 掲載料については、久喜宮代衛生組合有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に納入してください。
- 4 広告の掲載順位は、原則受付順となります。ただし、市町内に事業所を有するものの広告は、市町外に事業所を有するものの広告より優先します。
- 5 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとします。
- 6 広告の原稿の作成経費は、広告主の負担とします。
- 7 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - (1) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 指定期日までに広告の版下原稿を提出しなかったとき。
 - (3) 第11条第2項に規定する掲載料を納付しなかったとき。
 - (4) 広告掲載に係る手続き等において広告主の虚偽が判明したとき。
 - (5) 衛生組合の行政運営上支障があるとき。
- 8 7の規定による掲載の取消し又は事故、天災事変等の不可抗力その他衛生組合の責めによらない原因により掲載者が受けた損害について、衛生組合はその賠償の責めを負わないものとします。

様式第2号(第7条関係)

久宮衛 第 号
年 月 日

久喜宮代衛生組合有料広告(掲載・不掲載)決定通知書

様

久喜宮代衛生組合
管理者 印

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載については、下記のとおり掲載(する・しない)ことを決定したので通知します。

記

広 告 媒 体	
掲 載 位 置 及 び 規 格 等	別添のとおり
発 行 回 数 掲 載 期 間	
掲 載 料	円
納 付 期 限	年 月 日
掲 載 し な い 場 合 の 理 由	
備 考	